

徳島県の微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起に係る暫定的な対応方針について

平成 26 年 3 月制定

平成 26 年 12 月改訂

1 目的

この方針は、国が示した「微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起のための暫定的な指針」(平成 25 年 11 月 28 日)(以下「指針」という。)に基づく、微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)の注意喚起の実施について必要な事項を定める。

2 注意喚起の実施

(1) 注意喚起の発令対象地域

徳島県全域(別表 1)とする。

(2) 注意喚起の判断方法

別表 2 に掲げる一般大気環境測定局において、1 局以上で、別表 3 で掲げる判断基準に該当するときは、PM2.5 の濃度が日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性が高いと判断し、(1) の地域に対し注意喚起を行う。

(3) 注意喚起実施の時間(別表 3 に掲げる判断基準に基づく)

(ア) ①午前中の早めの時間帯での判断: 午前 8 時まで

(イ) ②午後からの活動に備えた判断: 午後 1 時まで

(4) 注意喚起情報の周知方法

注意喚起を行うときは、図 1(連絡系統図)により次のアからエの手段で、報道機関、関係機関(県 関係各課)、市町村に連絡するとともに、徳島県のホームページ及び報道機関等の協力を得て、一般への周知を図るものとする。

(ア) 報道機関への情報提供

(イ) すだちくんメールによる配信

(ウ) 徳島県ホームページへの掲載

(エ) FAX による配信

(5) 注意喚起の周知内容

(ア) 暫定指針値の $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性がある。

(イ) 可能な限り、屋外での長時間の激しい運動や不要不急の外出を減らしてください。

(ウ) 屋内における換気や窓の開閉を、必要最小限にしてください。

(エ) 呼吸器系(ぜん息など)や循環器系(心臓病など)の疾患がある方、子供、高齢者は体調の変化に注意してください。

(オ) 外出時にはマスクの着用が望まれます。

(6) 注意喚起の解除

注意喚起実施後、明らかに PM2.5 濃度の改善が認められ、日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回る可能性が高いときは、注意喚起を解除し、2(4)に準じて注意喚起解除情報を周知する。濃度改善の判断の目安は、別表 2 に掲げる全ての一般大気環境測定局において、午後 7 時までに PM2.5 濃度の 1 時間値が 2 時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合とし、徳島県内及び近隣府県の測定局の濃度推移傾向も考慮しつつ注意喚

起の解除を判断する。

また、前記の解除が行われない場合は、翌日午前0時に自動解除とする。

(翌日については、別に注意喚起の判定を行う。)

(7) 留意事項

測定器の故障等による濃度上昇と判断される場合は、注意喚起を行わない。

3 その他

この方針は、暫定的なものであり、異常事象等の緊急時において県民の安全、安心のため必要があると判断される場合、2に係わらず注意喚起の発令を行うものとする。

4 運用開始

本方針は、平成26年4月1日から運用を開始する。(平成26年12月1日一部改訂)

別表1 発令地域

地 域	該 当 市 町 村
全市町村	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

別表2 PM2.5 測定局舎 (※)

測 定 局 舎 (地 域) ※順不同
鳴門局 (鳴門市)、北島局(北島町)、徳島局(徳島市)、吉野川局(吉野川市)、神山局(神山町)、脇町局(美馬市)、池田局(三好市)、那賀川局(阿南市)、鷺敷局(那賀町)、由岐局(美波町)

※ PM2.5 測定器がある一般環境大気測定局舎

別表3 日平均値が $70 \mu \text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性の判断基準

時 間 帯	判 断 基 準
①午前中の早めの時間帯での判断	当日午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu \text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。
②午後からの活動に備えた判断	当日午前5時から12時までの1時間値の平均値が $80 \mu \text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。

F A X送付書

様

本日 (月 日)、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) について測定の結果、
次の測定局で午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値が 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したので、
時 分、徳島県内に注意喚起を行いました。
局 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

1 測定結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局名	平均値	午前 5 時	午前 6 時	午前 7 時
鳴門局 (鳴門市)				
北島局 (北島町)				
徳島局 (徳島市)				
吉野川局 (吉野川市)				
神山局 (神山町)				
脇町局 (美馬市)				
池田局 (三好市)				
那賀川局 (阿南市)				
鷲敷局 (那賀町)				
由岐局 (美波町)				

2 注意喚起を行う地域 徳島県全域

3 注意喚起の内容 (行動の目安)

- (1) 可能な限り、不要不急の外出を減らしてください。
- (2) 可能な限り、屋外での長時間の激しい運動を減らしてください。
- (3) 屋内における換気や窓の開閉を、必要最小限にしてください。

(参考)

- * 呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれます。
- * 外出時にはマスクの着用が望まれます。

4 注意喚起の解除

注意喚起実施後、午後 7 時までの間に、明らかにPM_{2.5}濃度の改善が認められ、国が示した暫定的な指針値である日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回る可能性が高い場合は、注意喚起を解除します。

また、前記の解除が行われない場合は、翌日午前 0 時に自動解除とします。

問い合わせ先 徳島県県民環境部環境管理課企画・大気担当

TEL : 088-621-2275

FAX : 088-621-2847

F A X 送付書

様

本日 (月 日)、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) について測定の結果、次の測定局で午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したので、時 分、徳島県内に注意喚起を行いました。

局 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

1 測定結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局名	平均値	午前5時	午前6時	午前7時	午前8時	午前9時	午前10時	午前11時	午前12時
鳴門局 (鳴門市)									
北島局 (北島町)									
徳島局 (徳島市)									
吉野川局 (吉野川市)									
神山局 (神山町)									
脇町局 (美馬市)									
池田局 (三好市)									
那賀川局 (阿南市)									
鷲敷局 (那賀町)									
由岐局 (美波町)									

2 注意喚起を行う地域

徳島県全域

3 注意喚起の内容 (行動の目安)

- (1) 可能な限り、不要不急の外出を減らしてください。
- (2) 可能な限り、屋外での長時間の激しい運動を減らしてください。
- (3) 屋内における換気や窓の開閉を、必要最小限にしてください。

(参考)

- * 呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれます。
- * 外出時にはマスクの着用が望まれます。

4 注意喚起の解除

注意喚起実施後、午後 7 時までの間に、明らかにPM_{2.5}濃度の改善が認められ、国が示した暫定的な指針値である日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回る可能性が高い場合は、注意喚起を解除します。

また、前記の解除が行われない場合は、翌日午前 0 時に自動解除とします。

(様式 2 ①)

記者発表・資料提供			
年月日(曜日)時間	担当課(室)名	電話	発表(担当)者
平成 年 月 日() 時 分	環境管理課 企画・大気担当	088-621-2275	

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 注意喚起の発信について

本日 (月 日)、PM_{2.5} について測定の結果、次の測定局で午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値が 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したため、 時 分、徳島県内に注意喚起を行いました。

局 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

1 測定結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局名	平均値	午前 5 時	午前 6 時	午前 7 時
鳴門局 (鳴門市)				
北島局 (北島町)				
徳島局 (徳島市)				
吉野川局 (吉野川市)				
神山局 (神山町)				
脇町局 (美馬市)				
池田局 (三好市)				
那賀川局 (阿南市)				
鷲敷局 (那賀町)				
由岐局 (美波町)				

※ 県のホームページでPM_{2.5} の 1 時間毎の測定値を公表しています。

URL : <http://www.tokushima-hokancenter.jp/taiki/pc/top/>

2 注意喚起を行う地域

徳島県全域

3 注意喚起の内容 (行動の目安)

- (1) 可能な限り、不要不急の外出を減らしてください。
- (2) 可能な限り、屋外での長時間の激しい運動を減らしてください。
- (3) 屋内における換気や窓の開閉を、必要最小限にしてください。

(参考)

- * 呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれます。
- * 外出時にはマスクの着用が望まれます。

4 注意喚起の解除

注意喚起実施後、午後 7 時までの間に、明らかにPM_{2.5}濃度の改善が認められ、国が示した暫定的な指針値である日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回る可能性が高い場合は、注意喚起を解除します。

また、前記の解除が行われない場合は、翌日午前 0 時に自動解除とします。

(様式 2 ①)

参考

徳島県の対応方針

○注意喚起のための暫定的な指針値

日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$

○注意喚起の判断

鳴門局、北島局、徳島局、吉野川局、神山局、脇町局、池田局、那賀川局、鷲敷局、由岐局のいずれかにおいて、下記のどちらかの条件を満たした場合は、

①午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

②午前5時、6時、7時、8時、9時、10時、11時、12時の1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

○注意喚起解除の判断

徳島県内全ての一般環境大気測定局において、午後7時までにPM2.5濃度の1時間値が2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合は、徳島県内及び近隣府県の測定局の濃度推移傾向も考慮しつつ注意喚起の解除を判断します。

また、前記の解除が行われない場合は、翌日午前0時に自動解除とします。

○注意喚起の実施手段

- ・マスコミ等への情報提供
- ・「すだちくんメール」による情報配信
- ・徳島県ホームページへの掲載

(様式 2 ②)

記者発表・資料提供			
年月日(曜日)時間	担当課(室)名	電話	発表(担当)者
平成 年 月 日() 時 分	環境管理課 企画・大気担当	088-621-2275	

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 注意喚起の発信について

本日 (月 日)、PM_{2.5} について測定の結果、次の測定局で午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均値が 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したので、 時 分、徳島県内に注意喚起を行いました。

局 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

1 測定結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局名	平均値	午前5時	午前6時	午前7時	午前8時	午前9時	午前10時	午前11時	午前12時
鳴門局 (鳴門市)									
北島局 (北島町)									
徳島局 (徳島市)									
吉野川局 (吉野川市)									
神山局 (神山町)									
脇町局 (美馬市)									
池田局 (三好市)									
那賀川局 (阿南市)									
鷺敷局 (那賀町)									
由岐局 (美波町)									

※ 県のホームページでPM_{2.5} の 1 時間毎の測定値を公表しています。

URL : <http://www.tokushima-hokancenter.jp/taiki/pc/top/>

2 注意喚起を行う地域

徳島県全域

3 注意喚起の内容 (行動の目安)

- (1) 可能な限り、不要不急の外出を減らしてください。
- (2) 可能な限り、屋外での長時間の激しい運動を減らしてください。
- (3) 屋内における換気や窓の開閉を、必要最小限にしてください。

(参考)

- * 呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれます。
- * 外出時にはマスクの着用が望まれます。

4 注意喚起の解除

注意喚起実施後、午後 7 時までの間に、明らかにPM_{2.5}濃度の改善が認められ、国が示した暫定的な指針値である日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回る可能性が高い場合は、注意喚起を解除します。

また、前記の解除が行われない場合は、翌日午前 0 時に自動解除とします。

(様式 2 ②)

参考

徳島県の対応方針

○注意喚起のための暫定的な指針値

日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$

○注意喚起の判断

鳴門局、北島局、徳島局、吉野川局、神山局、脇町局、池田局、那賀川局、鷺敷局、由岐局のいずれかにおいて、下記のどちらかの条件を満たした場合は、

①午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

②午前5時、6時、7時、8時、9時、10時、11時、12時の1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

○注意喚起解除の判断

徳島県内全ての一般環境大気測定局において、午後7時までにPM2.5濃度の1時間値が2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合は、徳島県内及び近隣府県の測定局の濃度推移傾向も考慮しつつ注意喚起の解除を判断します。

また、前記の解除が行われない場合は、翌日午前0時に自動解除とします。

○注意喚起・解除の実施手段

- ・マスコミ等への情報提供
- ・「すだちくんメール」による情報配信
- ・徳島県ホームページへの掲載

F A X 送付書

様

本日（ 月 日）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、国が示した暫定的な指針値（日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えることが予測されたため、徳島県内に注意喚起を行いました。PM_{2.5}濃度の改善が認められ、暫定指針値を下回る可能性が高いと予測されることから、〇〇時、県内に発令された注意喚起を解除します。

注意喚起は解除されましたが、引き続き、環境基準を超える状態は継続していますので、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれます。

本県のPM_{2.5}の濃度(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局名	時	時	時	時
鳴門局 (鳴門市)				
北島局 (北島町)				
徳島局 (徳島市)				
神山局 (神山町)				
那賀川局 (阿南市)				
鷺敷局 (那賀町)				
由岐局 (美波町)				
吉野川局 (吉野川市)				
脇町局 (美馬市)				
池田局 (三好市)				

※ 県のホームページでPM_{2.5}の1時間毎の測定値を公表しています。

URL：<http://www.tokushima-hokancenter.jp/taiki/pc/top/>

【参考】

PM_{2.5}に係る環境基準

1日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

※ 環境基準とは「環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」です。

(様式 4)

記者発表・資料提供			
年月日(曜日)時間	担当課(室)名	電話	発表(担当)者
平成 年 月 日() 時 分	環境管理課 企画・大気担当	088-621-2275	

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の状況について

本日 (月 日)、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) について、国が示した暫定的な指針値 (日平均値70 μ g/m³) を超えることが予測されたため、徳島県内に注意喚起を行いました。PM_{2.5} 濃度の改善が認められ、暫定指針値を下回る可能性が高いと予測されることから、〇〇時、県内に発令された注意喚起を解除したのでお知らせします。

注意喚起は解除されましたが、引き続き、環境基準を超える状態は継続していますので、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれます。

本県のPM_{2.5}の濃度

(単位: μ g/m³)

測定局名	時	時	時	時
鳴門局 (鳴門市)				
北島局 (北島町)				
徳島局 (徳島市)				
神山局 (神山町)				
那賀川局 (阿南市)				
鷲敷局 (那賀町)				
由岐局 (美波町)				
吉野川局 (吉野川市)				
脇町局 (美馬市)				
池田局 (三好市)				

※ 県のホームページでPM_{2.5}の1時間毎の測定値を公表しています。

URL : <http://www.tokushima-hokancenter.jp/taiki/pc/top/>

【参考】

PM_{2.5}に係る環境基準

1日平均値35 μ g/m³以下

※ 環境基準とは「環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」です。